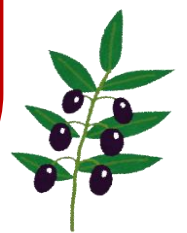


# ⑦ 除却後跡地適正管理補助



空き家解体後の跡地利用を促進するため、当市の特産物の苗木の植樹や舗装等の費用の一部を補助します。

## 補助対象者

- 1 空き家除却後の跡地に、江田島市の特産物（オリーブ・みかん・レモン・いちじく）の苗木を植え、適正に管理する者
- 2 空き家除却後の跡地を舗装し、適正に管理する者

## 対象跡地

市に登録された空き家を除却した跡地

## 補助額等

1 苗木の管理費用   
(補助額:3 万円 (定額補助))

2 舗装費用   
(補助限度額:10 万円, 補助率 1/2)

## 提出書類

**補助申請時** 事業実施前

- ① 交付申請書
- ② 費用の見積書（写し）（舗装時）
- ③ 空き家・除却後の跡地の現在の所有者が確認できるもの（登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳）
- ④ 図面・写真等
- ⑤ 市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑥ その他市が必要と認めた書類（誓約書等）

**実績報告時** 事業完了後

- ① 事業実績書
- ② 管理費・舗装費等の領収書（写し）
- ③ 施工前と施工後の写真

## 条件

- 市に登録された空き家の跡地であること
- おおむね5年以上は適正管理すること

## 注意点

- 申請前に都市整備課に相談すること
- 補助申請後、交付決定を受けた会計年度の3月10日までに実績報告すること
- 交付決定後に、申請内容や補助金額を変更するときは、事業計画変更承認申請書の提出が必要になります
- 空き家除却支援補助金又は危険家屋除却補助金と併給は可能です

お問い合わせ先 江田島市土木建築部  
都市整備課 TEL0823-43-1647